

シンプル理学療法学シリーズ
『日常生活活動学テキスト 改訂第2版』（初刷）
修正表

下記の文章の修正と追加、表の差替えをお願いいたします。

(2015年10月 榊南江堂)

該当頁	該当箇所	修正内容
137頁	下から2行目	“もの <u>(12品目)</u> と購入して利用” ⇒ “もの <u>(13品目)</u> と購入して利用”
	最終行	以下の文章を追加 <ul style="list-style-type: none">■ 平成24年度に介護保険が改正され、これまで「購入」の対処製品だった「特殊尿器（自動排泄処理装置）」について「貸与」と「購入」の住み分けが行われ、レシーバーなど衛生面で再利用の難しい部分は「購入」、本体部分のみ「貸与」となった。ただし、基本的には要介護4・5の中重度の利用者を対象とし、それ以外は医師の意見書などが必要である。
138頁	表12-1	次頁の表に差替え。

表 12-1 介護保険の適応となる福祉用具

1. 貸与の対象となる品目	
a. 車いす	①自走用標準車いす, ②普通型電動車いす, ③介助用標準型車いす
b. 車いす付属品	①クッションまたはパッド, ②電動補助装置, ③車いすに装着するテーブル, ④ブレーキ
c. 特殊寝台	サイドレールつき, あるいは取り付け可能なものであって, 傾斜角度の調節機能あるいは昇降機能があるもの
d. 特殊寝台付属品	特殊寝台と一体的に使用させるもの ①サイドレール, ②マットレス, ③ベッド用手すり, ④テーブル, ⑤スライディングボード・スライディングマット
e. 褥瘡予防用具	体圧を分散させ圧迫部位への圧力を減じるもの ①エアーマット, ②その他の材質の全身用マット
f. 体位変換器	身体の下に入れて, 背臥位から側臥位へ体位変換する空気パッドなど
g. 手すり	床に据え置いて使用するものなど, 取り付け工事を必要としないもの
h. スロープ	段差解消のためのもので, 取り付け工事を必要としないもの
i. 歩行器	移動時に体重を支え, 歩行を補助するもの
j. 歩行補助杖	①松葉杖, ②カナディアンクラッチ, ③ロフストランドクラッチ, ④ブラットホームクラッチ, ⑤多点杖
k. 移動用リフト（吊り具を除く）	取り付けに住宅改修を必要としないもの ①床走行式, ②固定式（居室, 浴室, 浴槽などに固定. 垂直移動の入浴用リフトを含む）, ③据置式（段差解消機, 立ち上がり用いすを含む）
l. 認知症老人徘徊感知機器	
m. 特殊尿器（自動排泄処理装置）（本体部分のみ）	尿や便が自動的に吸引されるもの
2. 購入費支給の対象となる品目	
a. 腰かけ便座	①和式便器の上に置いて腰かけ式に変換するもの, ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの, ③電動式またはスプリング式で, 便座から立ち上がる際に補助する機能があるもの, ④ポータブルトイレ（室内で利用できるものに限る）
b. 入浴補助用具	①入浴用いす, ②浴槽用手すり, ③浴槽内いす, ④入浴代（バスボード）, ⑤浴室内すのこ, ⑥浴槽内すのこ
c. 簡易浴槽	空気式など居室で入浴可能なもの
d. 特殊尿器（自動排泄処理装置）（交換可能部品のみ）	レシーバー, チューブ, タンクなどのうち尿や便の経路となるもので容易に変換できるもの
e. 移動用リフトの吊り具	